－今号の目次－

◆ 令和3年度予算概算要求が示される（厚生労働省等） 1

◆ 「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)の配信開始

（全国社会福祉協議会） 6

◆ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第七報）」（厚生労働省） 7

◆ 『保育の友』8・9月号のご案内（全国社会福祉協議会 出版部） 8

**◆令和3年度予算概算要求が示される（厚生労働省等）**

令和2年10月1日、厚生労働省は令和3年度予算概算要求について公表しました。

全体として令和2年度予算、補正予算と同様の内容となっており、それ以外の新型コロナウイルス感染症対策などの多くは事項要求となっており、予算編成過程で検討されます。

主な課題としては、令和2年度末までの「子育て安心プラン」に換わる新プランにおいて、施設型給付費、委託費（保育所等運営費）等の財源をどこから確保するのかという点と、さらに、新型コロナウイルス感染拡大による景気減速の影響との関係で引き下げの可能性が高いとされている人事院勧告の状況にどのように対応するのかという点の2点があります。

新型コロナウイルス対応等の状況をみながら、政府予算案を決定する年末までの動きに、引き続き注視していく必要があります。

保育関連の内容についての詳細は、別添資料No.1をご参照ください。

|  |
| --- |
| （厚生労働省資料から全国保育協議会事務局抜粋）  令和3年度　保育関係予算概算要求の概要  令和3年度概算要求　厚生労働省　1,064億円＋事項要求（令和2年度予算1,063億円）  　　　　　　　　　　内閣府　1兆8,656億円（令和2年度予算1兆8,656億円）  「保育の受け皿整備・保育人材の確保等に向けた取組の推進」  1．新型コロナウイルス感染症要望枠【事項要求】  （1）保育環境改善等事業【事項要求】  　②令和2年度に引き続き、都道府県等が保育所等に配布するマスク等購入や保育所等の消毒に必要となる経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）を支援する。  2．環境改善事業（設備整備等）  ④安全対策事業 ※新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を追加  1施設当たり500千円以内（国10/10）  （2）保育士・保育現場の魅力発信事業【新規＋事項要求】  （3）保育所等におけるICT化推進等事業【新規＋事項要求】  新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。  （ア）業務のICT化等を行うためのシステム導入　1施設当たり1,000千円  （イ）翻訳機等の購入　1施設当たり150千円  （4）保育補助者雇上強化事業【拡充＋事項要求】  　　　地域の実情に応じて、感染症対策の徹底を図り保育を継続的に実施し、増大する業務量に対応できるよう、保育士の補助を行う保育補助者の配置を支援する。  保育士の業務負担軽減を図るため、補助者の勤務時間週30時間以下の要件を撤廃し、事業の促進を図る。  　　　定員121人未満の施設：年額2,333千円　又は年額3,111千円※  　　　定員121人以上の施設：年額4,666千円　又は年額6,222千円※  　　　　※保育士確保が困難な地域  （5）保育体制強化事業【事項要求】  （6）保育士修学資金貸付等事業【事項要求】  2．保育の受け皿整備　767億円（令和2年度予算767億円）  （1）保育所等整備交付金【拡充】　638億円（令和2年度予算638億円）  （2）保育所等改修費等支援事業【拡充】　保育対策総合支援事業費補助金394億円（令和2年度予算394億円）の内数  3．保育人材確保のための総合的な対策【145億円＋事項要求】  ＜保育人材の確保＞　保育対策総合支援事業費補助金394億円（令和2年度予算394億円）の内数  （1）保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】再掲  （2）若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】  （3）保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】  （4）保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】  （5）保育士資格取得支援事業  （6）保育士養成施設に対する就職促進支援事業  （7）保育士試験追加実施支援事業  （8）保育人材等就職・交流支援事業  （9）潜在保育士再就職支援事業  ＜保育士の質の向上と保育人材確保のための研修＞　保育対策総合支援事業費補助金394億円（令和2年度予算394億円）の内数  （1）保育士等キャリアアップ研修事業  （2）保育の質の向上のための研修事業  （3）新規卒業者の確保、就業継続支援事業  （4）多様な保育研修事業  4．多様な保育の充実　115億円＋事項要求（令和2年度予算70億円）  （1）医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】  （2）広域的保育所等利用事業【拡充】  （3）家庭支援推進保育事業【拡充】  （4）新たな待機児童対策提案型事業【拡充】  （5）保育利用支援事業（入園予約制）  （6）3歳児受入れ等連携支援事業  （7）都市部における保育所等への賃借料等支援事業  （8）民有地マッチング事業  （9）保育所等における要支援児童等対応推進事業  （10）待機児童対策協議会推進事業  5．認可外保育施設の質の確保・向上　29億円（令和2年度予算29億円）  「子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）」　※内閣府予算  1．教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実  16,383億円※「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）等を踏まえ、予算編成過程で検討。（令和2年度予算16,383億円）  2．企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援  2,273億円（令和2年度予算2,273億円） |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

**◆「社会福祉を支える皆様へ」(ビデオメッセージ)の配信開始（全国社会福祉協議会）**

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、全国の福祉現場では、日夜、福祉従事者が福祉サービスの利用者の皆様を支えています。

とくに新型コロナウイルス禍のもとで、感染症への予防対策とともに、福祉の支援を必要とする高齢者や障害のある人びと、子どもたち、そして生活に困窮する方々に支援を継続していくための新たな支援のあり方が問われています。

このような時にあって、全国のエッセンシャルワーカーの皆様に、全国社会福祉協議会および関係大臣から、心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

■全国社会福祉協議会ホームページ

<https://www.shakyo.or.jp/>

■全国社会福祉協議会ホームページ　ビデオメッセージのページ

<https://www.shakyo.or.jp/tsuite/ouen_video.html>

**◆「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第七報）」（厚生労働省）**

令和2年9月15日、厚生労働省は標記Q&Aを加筆・修正し、都道府県・指定都市・中核市保育主管部局に対し発出しました。

加筆・修正された項目は下記（修正箇所は下線部）のとおりです。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会事務局抜粋）  新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ＆Aについて（第七報）  （感染症の予防について）  問5　新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。  ○　まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）  定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが 有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。  また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助しています。布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付事務連絡）」でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※3）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。  （※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』  <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>  （※2）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html>  （※3）厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html>  問17　新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。  【中略】  ○　子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、 自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）  【中略】  （※3）WHOとUNICEFによる子どものマスク着用に関するガイダンス  <https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1> |

内容の詳細は下記ホームページの「72」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆『保育の友』8・9月号のご案内（全国社会福祉協議会 出版部）**

▼特集▼　働き続けるための良好な人間関係づくり

保育現場における仕事内容の複雑化・高度化に加え、保護者や地域とかかわる場面の増加などにより、保育者の心身への負担は大きくなっています。いきいきと保育の仕事を続けるためには、理念の共有化やコミュニケーションの活性化、チームで業務をカバーする体制づくりとその基盤となる人間関係づくりを心がける必要があります。

職場における良好な人間関係をつくり、職員一人ひとりがいきいきといつまでも保育の仕事を続けられるための方法について考えます。（2020年8月発行 定価本体581円－税別－）

【論文】保育士が意欲的・継続的に働くことのできる働きやすい職場とは

塩谷 香（國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授）

【実践レポート1】情報共有の大切さ～相互的コミュニケーションから生まれる安心～

三浦 理恵（千葉県・社会福祉法人さわらび福祉会 さわらびドリームこども園 園長）

【実践レポート2】大規模保育園の人間関係づくり

中島 章裕（愛知県・幼保連携型認定こども園 明照保育園 理事長・園長）

※全国保育協議会 協議員

【実践レポート3】職員のチームワークの醸成～一人ひとりが大切な人財～

蒲池 房子（長崎県・社会福祉法人松風会理事、幼保連携型認定こども園 清華こども園 園長）

■書籍のお申し込みはコチラ「福祉の本 出版目録」<https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/245>